職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則(平成27年規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)を加える。

改正後

(特別休暇)

第4条 条例第11条に規定する特別休暇は、 次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げ る期間又は時間を与えるものとする。

[(1)~(10) 略]

(10の2) 職員が不妊治療に係る通院等
(任命権者が定めるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

[(11)~(15) 略]

(16) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は<u>小学校</u>就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>分べん予定日の24</u>週間前の日からその分べんに係る子が1

改正前

(特別休暇)

第4条 条例第11条に規定する特別休暇は、 次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げ る期間又は時間を与えるものとする。

[(1)~(10) 同左]

「新設]

「⑴~⑴ 同左〕

(16) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校 又は義務教育学校の前期課程の就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき産前産後の期間における24

歳に達する日までの間につき5日を超え ない範囲内で必要と認める期間 [(17)~(20) 略]

項第10号の2、第14号及び第16号から第 18号までの規定による特別休暇について

週間につき5日を超えない範囲内で必要 と認める期間

[(17)~(20) 同左]

2 第2条第8項及び第9項の規定は、第1 | 2 第2条第8項及び第9項の規定は、第1 項第14号及び第16号から第18号までの規定 による特別休暇について準用する。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

準用する。

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定 は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条 第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則第4 条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。